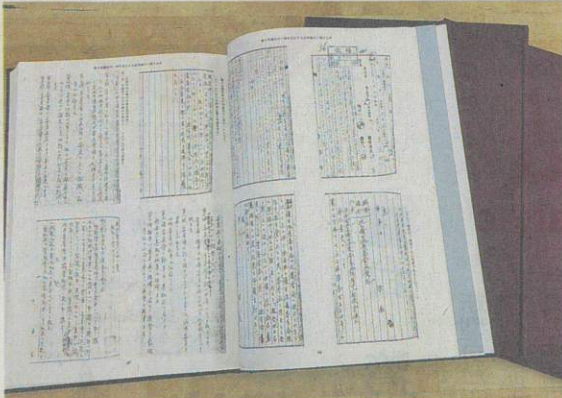


強制不妊手術 過程示す公文書編集

人権侵害半世紀 痛み刻む



全国各地の行政文書を通して強制不妊手術の実態が分かる優生保護法関係資料集成(六花出版提供)

立命大副学長ら出版

旧優生保護法下で障害者らに強制された不妊手術の実態が分かる資料集が、このほど出版された。編者を務めた立命館大の松原洋子副学長が、政府や自治体に保管されている公文書を厳選し、戦後の約半世紀に及んだ人権侵害の歴史を時系列で紹介している。

六花出版の「優生保護法関係資料集成」。同法(1948～96年)下では「不良な子孫の出生防止」を目的に少なくとも2万4991人が不妊手術を受けさせられた。手術の適否を審査した都道府県の記録は、対象者の障害や疾患だけでなく、異性との関係や、女性の場

合は生理の始末ができないなど、手術に至る個別具体的な情報や経過が記載されている。

強制不妊手術への社会的関心が高まり、行政による資料整備も進んだことから、松原副学長らが京都や滋賀など16道府県と厚生労働省に残されていた計322点を復刻。1冊当たり2～4枚ずつ掲載した。

京都府関連では国が49年、府に対し、同法で禁止された生殖を不能にするレントゲン照射を認めていた回答書など81点を紹介。滋賀県関連では県が71年、当時の国の通知に反して審査会を開催せず書面での持ち回り審査を行った上、娘への手術を拒む親を「無知と盲愛」と侮蔑し、手術を強行しようとする過程が分かる資料1点を選んだ。

厚生省(当時)が88年の段階で同法の問題点をまとめていた報告書や、同法が幸福追求権を定めた憲法13条違反で無効だと認める一方、国への損害賠償請求を棄却した昨年5月の仙台地裁判決なども掲載した。

松原副学長は解説で「優生保護法の歴史は、優生思想の問題のほか、リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖の健康/権利)、産婦人科医療や精神医療、人口政策、障害者福祉政策、障害者の権利運動、フェミニズム運動など、さまざまな領域に関連している」と記す。A4判。6巻2100頁。16万5千円。

1、2巻は京都府立京都学・歴史館(京都市左京区)で閲覧できる。(森敏之)